

事務連絡  
平成30年3月6日

まぐろ輸入 関係業者 各位

水産庁漁業調整課

### 冷凍まぐろ類等の輸入事前確認手続きについて

平素より、冷凍まぐろ類等の輸入事前確認制度に御理解いただき感謝申し上げます。

本日付で、添付のとおり、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（以下「まぐろ法」という）第10条の規定に基づく報告の徴収について」（平成30年3月6日付け農林水産省指令29水管第2886号）を発出しましたので、ご確認ください。

また、平成30年4月1日より、冷凍まぐろ類等に関し、輸入事前確認手続きが水産庁に一元化されます。これに伴い、輸入事前確認手続き及びまぐろ法に基づく報告の徴収について、下記のとおり留意点をとりまとめました。

あらかじめ御確認の上、御協力いただきますようお願いいたします。

#### 1. 確認申請書類の記載内容等について

##### (1) 様式

輸入注意事項30第2号及び第3号に基づく確認申請書（WORD形式及びEXCEL形式）並びにまぐろ法第10条の規定に基づく報告の様式（「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書」等）及び新旧対照表は、以下の水産庁のウェブサイトに掲載しておりますので、ご利用ください。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/>

##### (2) 漁獲証明書又は統計証明書の番号の記載

「冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認について」（平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号）に基づく確認申請書の「備考」欄に漁獲証明書又は統計証明書の番号を記載してください（別添1の記載例を参照のこと）。

##### (3) 数量の記載方法

確認申請書及び「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）」の数量の記載方法は、別添2を参照してください。

##### (4) 追加申請の方法

追加申請の場合の申請書の記載方法は、別添3を参照してください。

## 2. 申請書類の綴り方について

申請に必要な書類は、以下の順番で綴ってください。(◎：必須、△：必要に応じて)  
複数の漁船の漁獲物をまとめて申請する場合、漁船毎に2～11をセットしてください。

順番	資料名	部数	提出
1	確認申請書	原本1通、写し2通	◎
2	冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書	原本1通、写し2通	◎
3	インボイス又は契約書等	写し1通	◎
4	船荷証券又は航空貨物運送状等	写し1通	◎
5	漁獲証明書（くろまぐろ） 漁獲証明書（みなみまぐろ） 統計証明書（めばち又はめかじき）	原本1通 原本1通、写し1通 原本1通	△
6	当該貨物を漁獲した漁船の船舶国籍証書	写し1通	◎
7	前船籍の船舶国籍証書	写し1通	△
8	台湾、中国、フィリピン又はインドネシア船籍の 超低温冷凍大型はえ縄漁船の場合の「冷凍鮪生魚片 証明書」、非IUU証明書等	写し1通	△
9	転載申告書及び Port clearance（出港許可書）	写し1通	△
10	チャーター契約書	写し1通	△
11	地域漁業管理機関のウェブサイトの打ち出し	1通	◎

## 3. 申請窓口への申請について

### (1) 申請受付日時

毎週火曜日と木曜日 午前10時から午前11時45分まで  
午後1時30分から午後3時まで

※ 現在の水産庁の受付時間と変わるので注意してください

### (2) 申請場所

水産庁資源管理部漁業調整課（農林水産省8階ドア No.812）

※ 現在と同じです。

### (3) 申請方法

証明書まぐろと非証明書まぐろの申請がそれぞれ複数ある場合、混じらないように、分けて申請してください。

証明書まぐろの申請



非証明書まぐろの申請



また、1日当たりの申請件数が20件を超える場合には、申請日前日の午後5時までに水産庁（TEL：03-3502-8204）までご連絡ください。

#### 4. 確認書の発給について

##### (1) 証明書まぐろ

火曜日の申請分は金曜日に、木曜日の申請分は翌週の火曜日以降に確認書を発券します。

第1週					第2週				
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
	水産庁 受付	→		水産庁 発給					
			水産庁 受付	→		水産庁 発給			

##### (2) 非証明書まぐろ

火曜日の申請分は木曜日に、木曜日の申請分は翌週の月曜日以降に確認書を発券します。

第1週					第2週				
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
	水産庁 受付	→	水産庁 発給			水産庁 受付	→	水産庁 発給	
			水産庁 受付	→	水産庁 発給			水産庁 受付	→

(注1) 上記(1)、(2)の説明は、営業日ベース。休日がある場合は、その日数分、後ろ倒しになります。

(注2) 確認書の受け取りは、申請書の受付時間・場所と同じです。

#### 5. 申請の取り消しについて

水産庁で受付番号を押印した申請、又は、水産庁から確認書を発給した申請を取り消す場合には、別添4の「冷凍まぐろ類の輸入申請の取消について」を提出してください。

#### 6. 輸入した後の手続き（いわゆる様式2の提出）について（別添5）

輸入した日から10日以内に「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式2）」を報告するようお願いします。本資料は、諸外国との交渉にとって重要な報告となります。なお、まぐろ法第11条において、「報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の過料に処する」と規定しています。

また、漁船毎の重量を把握する必要があるので、複数の漁船の漁獲物をまとめて検量している場合には、必ず漁船別に様式2を作成し、提出してください。申請重量等で按分を行った場合には、その計算結果も添付してください。漁船別に検量されている場合には、いわゆる様式1の写しと検量証明書、輸入許可通知書若しくは入庫証明書を提出してください。

# 冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認申請書の記載例

## 【1枚目】

[別紙様式1]

冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認申請書

農林水産大臣 殿

申請者名 株式会社 マグロ水産

住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-3502-8204

記名押印 株式会社 マグロ水産  
又は署名 代表取締役 鮪 太郎

資 格 \_\_\_\_\_

申請年月日 平成30年4月3日

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数 量	原産地
0303.45 0303.46 0303.44 0303.57	くろまぐろ	500kg	Republic of Korea
	みなみまぐろ	200kg	船積地域及び船積港
	めばちまぐろ	300kg	
	めかじき	150kg	Singapore, SINGAPORE
備 考	<u>TR17900130-G-HA012、TR17900130-G-HA013、 TR17900132-G-HA01、TR17900132-G-HA02、</u>		

**漁獲証明書又は統計証明書の番号をすべて記載してください。枠に入らない場合は、別紙として良い。**

## 【2枚目】

II 輸入の内訳					
番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO. 1	500kg			
2	TUNA CHUAN NO. 2		200kg	100kg	
3	TUNA CHUAN NO. 3			200kg	150kg
	商品別合計数量 (kg)	500kg	200kg	300kg	150kg

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。  
 2 当該申請書は、原産地別、運送する船（漁船、運搬船及びコンテナ船）又は航空機別に作成すること。  
 3 「I 輸入の内容」の数量欄は商品名（魚種名）毎に記入すること。  
 4 船積地域（又は船積港）が2地域（又は2港）以上の場合には、それぞれの船積地域（又は船積港）を併記すること。  
 5 「II 輸入の内訳」については、漁獲した漁船毎に輸入する商品名（魚種名）、数量を記載すること。また、漁船名毎に番号を付すこと。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

両面印刷が望ましいが、片面印刷でも良い。

# 数量の記載方法

【冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじき(以下「**証明書まぐろ**」という)を輸入する場合の確認申請書(輸入注意事項30第3号の別紙様式1)】

漁獲証明書又は統計証明書に記載されたとおりの重量を記載する

## 【証明書まぐろ】

### 【申請書2枚目】

番号	漁獲した漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
商品別合計数量 (kg)					

(注) 1 空欄のある欄は、記入しないこと。  
 2 当該申請書は、原産地別、運送する船(漁船、運搬船及びコンテナ船)又は航空機別に作成すること。  
 3 「I 輸入の内訳」の数量欄の商品名(魚種名)毎に記入すること。  
 4 船積地域(又は船積港)が2地域(又は2港)以上の場合には、それぞれの船積地域(又は船積港)を併記すること。  
 5 「II 輸入の内訳」については、漁獲した漁船別に輸入する商品名(魚種名)、数量を記載すること。また、漁船名別に番号を付すこと。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

### II 輸入の内訳

番号	漁獲した漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	JIN NO.1			100.125	51.123
2	JIN NO.2			250.321	40.345
3	JIN NO.3			110.123	
4	JIN NO.4			150.456	
5	JIN NO.5			149.126	
商品別合計数量 (kg)				760.151	91.468

統計証明書に小数点以下まで表記されている場合、小数点以下まで記載

そのまま転記

### 【申請書1枚目】

(別紙様式1)  
 冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認申請書  
 農林水産大臣 殿

申請書種別  
 住 所  
 電話番号  
 記名押印  
 立書署名  
 印 鑑  
 申請年月日

次の輸入の数量を申請します。

関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
	くろまぐろ		
	みなみまぐろ		
	めばちまぐろ		
	めかじき		
備 考	GL 107S 12345, GL 107S 12346, GL 107S 12347, GL 107S 12348, GL 107S 00001,		

### I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
0303.44 0303.57	くろまぐろ	kg	TAIWAN
	みなみまぐろ	kg	
	めばちまぐろ	760.151kg	船積地域及び船積港
	めかじき	91.468kg	Maohsiung, TAIWAN
備 考	GL 107S 12345, GL 107S 12346, GL 107S 12347, GL 107S 12348, GL 107S 00001,		

「II 輸入の内訳」の「商品別合計数量」を転記。  
小数点以下まで記載すること。

【まぐろ(びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)又はかじき(めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。以下「非証明書まぐろ」という)を船舶により輸入する場合の確認申請書(輸入注意事項30第2号の別紙様式1)】

「Ⅱ 輸入の内訳」欄で計算した漁船ごとの数量の合計値が小数点以下となる場合、**「Ⅰ 輸入の内容」の申請数量は、小数点以下を切り上げる。**

【非証明書まぐろ】

【申請書2枚目】

番号	漁獲した漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
商品別合計数量 (kg)					

(注) 1 空欄のある欄は、記入しないこと。  
 2 当該申請書は、原産地別、運送する船(漁船、運搬船及びコンテナ船)又は航空機別に作成すること。  
 3 「Ⅰ 輸入の内容」の数量欄は商品名(魚種名)毎に記入すること。  
 4 船積地域(又は船積港)が2地域(又は2港)以上の場合には、それぞれの船積地域(又は船積港)を併記すること。  
 5 「Ⅱ 輸入の内訳」については、漁獲した漁船毎に輸入する商品名(魚種名)、数量を記載すること。また、漁船名毎に番号を付すること。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

番号	漁獲した漁船名	商品別数量 (kg)			
		きはだまぐろ	その他かじき		
1	JIN NO.1	101.245			
2	JIN NO.2	59.335			
3	JIN NO.3	16.159			
4	JIN NO.4		54.678		
5	JIN NO.5	45.295			
商品別合計数量 (kg)		222.034	54.678		

切り上げる！

漁船ごとの合計数量が小数点以下となる場合は、**小数点以下まで記載**

【申請書1枚目】

(別紙様式1)  
 冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認申請書  
 農林水産大臣 殿

申請書名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 記号押印 \_\_\_\_\_  
 又は署名 \_\_\_\_\_  
 番 号 \_\_\_\_\_  
 申請年月日 \_\_\_\_\_

次の輸入の確認を申請します。

Ⅰ 輸入の内容	関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
		くろまぐろ		船積地域及び船積港
		みなみまぐろ		
		めばちまぐろ		Kaohsiung, TAIWAN
		めかじき		
備 考				

関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
0303.42 0303.59	きはだまぐろ	223kg	TAIWAN
	その他かじき	55kg	船積地域及び船積港
			Kaohsiung, TAIWAN
備			

「Ⅱ 輸入の内訳」の「商品別合計数量」が小数点以下となる場合、**小数点以下を切り上げる**

# 【冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書 (まぐろ法に基づく農林水産省指令29水管第2886号の様式1)】

証明書まぐろも、非証明書マグロも、前2ページで示した輸入注意事項に基づく  
確認申請書の「II 輸入の内訳」に記載したとおりに表記する。

## 【証明書まぐろ】

冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書 (様式1)

農林水産大臣 殿  
住所 TEL  
電話番号 FAX  
船名 船種  
報告年月日 年 月 日

以下のとおり報告します。【電子申請場合：電子申請の受付番号】

1. 漁獲した船舶(深瀬し番号：1)  
※補遺書の申請時に提出した漁獲申請書の「II 輸入の内訳」に記載した番号を記入する

2. 運送  
運送方法  漁船  運搬船  コンテナ船  航空機  船名 航海番号

3. 輸入予定年月日 年 月 日

4. 輸入後の販売先

5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報

魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
めばちまぐろ	GG	100.125	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN
めかじき	GG	51.123	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN

6. 海運貨物取扱業者(いわゆる乙仲)名 受付番号(水産庁が記載)

小数点以下も表記

## II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量(kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	JIN NO.1			100.125	51.123
2	JIN NO.2			250.321	40.345
3	JIN NO.3			110.123	
4	JIN NO.4			150.458	
5	JIN NO.5			149.126	
商品別合計数量(kg)				760.151	91.468

## 5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報

魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
めばちまぐろ	GG	100.125	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN
めかじき	GG	51.123	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN

## 【非証明書まぐろ】

小数点以下も切り上げをせず、  
小数点以下も表記

## II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量(kg)		
		きはだまぐろ	その他かじき	
1	JIN NO.1	101.245		
2	JIN NO.2	59.335		
3	JIN NO.3	16.159		
4	JIN NO.4		54.678	
5	JIN NO.5	45.295		
商品別合計数量(kg)		222.034	54.678	

## 5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報

魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
きはだまぐろ	GG	101.245	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN



# 追加申請の方法

## 1. 追加申請が必要な場合

検量の結果、検量後の数量が輸入注意事項に基づく確認申請書の「Ⅱ 輸入の内訳」の「商品別合計数量」に記載された数量を上回った場合、追加申請の手続きが必要です。

Ⅱ 輸入の内訳				
番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)		
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ
商品別合計数量 (kg)				

(注) 1 空欄のある欄は、記入しないこと。  
2 当該申請書は、原産地別、運送する船（漁船、運搬船及びコンテナ船）又は積化容器別に作成すること。  
3 「Ⅱ 輸入の内訳」の数量欄は商品名（魚種名）毎に記入すること。  
4 船種地域（又は船種池）が2地域（又は2池）以上の場合には、それぞれの船種地域（又は船種池）を併記すること。  
5 「Ⅱ 輸入の内訳」については、漁獲した漁船毎に輸入する商品名（魚種名）、数量を記載すること。また、漁船名毎に番号を付すこと。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

### 【申請数量】

#### Ⅱ 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO.1	500kg			
2	TUNA CHUAN NO.2	500kg	200kg	100kg	
3	TUNA CHUAN NO.3			200kg	150kg
4					
5					
	商品別合計数量 (kg)	1,000kg	200kg	300kg	150kg

### 【検量後の数量】

#### Ⅱ 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO.1	550kg			
2	TUNA CHUAN NO.2	480kg	200kg	80kg	
3	TUNA CHUAN NO.3			220kg	150kg
4					
5					
	商品別合計数量 (kg)	1,030kg	200kg	300kg	150kg

追加申請が必要



申請方法は、次のページ

この分についての追加申請は不要だが、漁船別に見て検量後の商品別数量が申請数量を上回った漁船（この例ではTUNA CHUAN No.3）について、以下を提出してください。

- 上回った数量について、冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）
- 当初申請時に提出した、冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）の写し
- 上回った数量について、追加分の漁獲証明書（くろまぐろ、みなみまぐろの場合）又は統計証明書（めばちまぐろ、めかじきの場合）
- 上回った数量について、台湾、中国、フィリピン又はインドネシア船籍の超低温冷凍大型はえ縄漁船の場合に添付する証明書（輸日証等）
- 検量証明書、輸入許可通知書又は入庫証明書の写し

## 2. 確認申請書の記載方法

確認申請書の余白に「追加」と記載してください。

確認申請書とともに、**計算過程が分かる資料を添付**してください。

「Ⅱ 輸入の内訳」には、追加申請を行う魚種について、**すべての漁船の数量**(検量後の数量－申請数量)**を記載**してください。検量後の数量が、申請数量の範囲内である部分は、**マイナス表記**してください。

### 《前ページの場合の記載例》

#### 【申請書1枚目】

(※印刷形式1)

冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認申請書

農林水産大臣 殿

申請書名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

船名(船種) 又は船名 \_\_\_\_\_

番 号 \_\_\_\_\_

申請年月日 \_\_\_\_\_

次の輸入の欄を添付します。

関税率表の番号等	商品名	数 量	原産地
0303.45	くろまぐろ	30kg	TAIWAN
	みなみまぐろ		
	めばちまぐろ		Kaohsiung, TAIWAN
	めかじき		
備 考	TR17900111-G-HA01,		

#### I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数 量	原産地
0303.45	くろまぐろ	30kg	TAIWAN
	みなみまぐろ		
	めばちまぐろ		Kaohsiung, TAIWAN
	めかじき		
備 考	TR17900111-G-HA01,		

追加申請の場合は、「追加」と記載。

#### 【申請書2枚目】

II 輸入の内訳

番号	漁獲した漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO.1	50kg			
2	TUNA CHUAN NO.2	▲20kg			
3					
4					
5					
	商品別合計数量 (kg)	30kg			

(注) 1 空欄のある欄は、記入しないこと。  
 2 当該申請書は、原産地別、運送する船(船舶、運搬船及びコンテナ船)又は航空機別で作成すること。  
 3 「I 輸入の内容」の数量欄は商品名(魚種名)毎に記入すること。  
 4 船積地域(又は船積港)が2地域(又は2港)以上の場合には、それぞれの船積地域(又は船積港)を併記すること。  
 5 「II 輸入の内訳」に示すでは、漁獲した漁船毎に輸入する商品名(魚種名)、数量を記載すること。また、漁船名毎に番号を付すこと。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

#### II 輸入の内訳

番号	漁獲した漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO.1	50kg			
2	TUNA CHUAN NO.2	▲20kg			
3					
4					
5					
	商品別合計数量 (kg)	30kg			

マイナス(申請数量の範囲内の部分)も記載すること!

#### 【計算過程が分かる書類の例】

船名	魚種	確認書	検量結果	追加分
TUNA CHUAN NO.1	くろまぐろ	500kg	550kg	50kg
船名	魚種	確認書	検量結果	追加分
TUNA CHUAN NO.2	くろまぐろ	500kg	480kg	▲20kg

3. 追加申請時の小数点以下(グラム単位)の記載について  
 条約まぐろの場合は、申請書に小数点以下まで記載してください。

【条約まぐろ】

(申請数量)

番号	漁船名	めばちまぐろ	めかじき
1	JIN NO.1	101.245	
2	JIN NO.2	59.335	
3	JIN NO.3	16.159	
4	JIN NO.4		54.678
5	JIN NO.5	45.295	
	商品別合計数量 (kg)	222.034	54.678

(検量結果)

番号	漁船名	めばちまぐろ	めかじき
1	JIN NO.1	125.000	
2	JIN NO.2	55.000	
3	JIN NO.3	25.000	
4	JIN NO.4		59.000
5	JIN NO.5	41.000	
	商品別合計数量 (kg)	246.000	59.000

この差を申請

【申請書2枚目】

II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	JIN NO.1			23.755	
2	JIN NO.2			▲ 4.335	
3	JIN NO.3			8.841	
4	JIN NO.4				4.322
5	JIN NO.5			▲ 4.295	
	商品別合計数量 (kg)			23.966	4.322

注 1 空白のある欄は、記入しないこと。  
 注 2 当該申請書は、原産地別、運送する船 (漁船、運搬船及びコンテナ船) 又は航空機別に作成すること。  
 注 3 「I 輸入の内容」の数量欄は商品名 (魚種名) 毎に記入すること。  
 注 4 船積地域 (又は船積船) が2地域 (又は2船) 以上の場合は、それぞれの船積地域 (又は船積船) を併記すること。  
 注 5 「II 輸入の内訳」については、漁獲した漁船別に輸入する商品名 (魚種名)、数量を記載すること。また、漁船名毎に番号を付すこと。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

マイナス(申請数量の範囲内の部分)も記載すること!

そのまま転記

【申請書1枚目】

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
0303.44 0303.57	くろまぐろ	kg	TAIWAN
	みなまぐろ	kg	
	めばちまぐろ	23.966kg	船積地域及び船積港 Kaohsiung, TAIWAN
	めかじき	4.322kg	
備考	GL 107S 12349, GL 107S 00002,		

非条約まぐろの場合は、「II 輸入の内訳」には、漁船別に小数点以下の重量も記載してください。「I 輸入の内訳」に記載する申請数量は、小数点以下を切り上げた数量としてください。

【非条約まぐろ】

【申請した数量】

番号	漁船名	きはだまぐろ	その他かじき
1	JIN NO.1	101.245	
2	JIN NO.2	59.335	
3	JIN NO.3	16.159	
4	JIN NO.4		54.678
5	JIN NO.5	45.295	
商品別合計数量 (kg)		222.034	54.678

【検量結果】

番号	漁船名	きはだまぐろ	その他かじき
1	JIN NO.1	135.000	
2	JIN NO.2	55.000	
3	JIN NO.3	20.000	
4	JIN NO.4		60.000
5	JIN NO.5	40.000	
商品別合計数量 (kg)		250.000	60.000

この差を申請

【申請書2枚目】

II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)	
		きはだまぐろ	その他かじき
1	JIN NO.1	33.755	
2	JIN NO.2	▲ 4.335	
3	JIN NO.3	3.841	
4	JIN NO.4		5.322
5	JIN NO.5	▲ 5.295	
商品別合計数量 (kg)		27.966	5.322

マイナス(申請数量の範囲内の部分)も記載すること!

【申請書1枚目】

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品	数量	原産地
0303.42 0303.59	きはだまぐろ その他かじき	28kg 6kg	TAIWAN 船積地域及び船積港 Kaohsiung, TAIWAN
備考			

小数点以下は切り上げ!

II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)	
		きはだまぐろ	その他かじき
1	JIN NO.1	33.755	
2	JIN NO.2	▲ 4.335	
3	JIN NO.3	3.841	
4	JIN NO.4		5.322
5	JIN NO.5	▲ 5.295	
商品別合計数量 (kg)		27.966	5.322

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品	数量	原産地
0303.42 0303.59	きはだまぐろ その他かじき	28kg 6kg	TAIWAN 船積地域及び船積港 Kaohsiung, TAIWAN
備考			

(別添4)

年 月 日

農林水産大臣 殿

会社名  
住所  
代表者名

冷凍まぐろ類の輸入申請の取消について

当社が申請しました下記につきましては、\_\_\_\_\_により、申請を取り消すことになりましたので、よろしくお願ひします。

(下線部に申請を取り消す理由を記載してください)

記

1. 申請日 : 年 月 日
2. 受付番号 : 9000001 (水産庁受付番号7桁を記載してください)
3. 確認書受領の有無 : 受領済 未受領  
(どちらかに○を付けてください)

# 様式2の提出について

「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書(様式2)」は、**輸入した日から10日以内**に提出してください。

(様式2)

冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書

農林水産大臣 殿

住 所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
 報告者名 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_  
(署名した場合には押印を省略することができる。)

担当者名 \_\_\_\_\_

報告年月日 年 月 日

以下のとおり報告します。

1. 確認書の申請時に水産庁が交付した様式1の写しに記載された受付番号 (電子申請の場合は、電子申請の受付番号)					
2. 輸 入 年 月 日		年 月 日			
3. 様式1による報告年月日		年 月 日			
4. 漁獲した漁船(通し番号: 1) ※ 漁船ごとに記載すること。					
船名					船籍
5. 輸入した冷凍まぐろ類の魚種別情報 ※ 漁船ごとに記載すること。					
魚 種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
6. 輸入後の販売先					
			TEL	( )	
			TEL	( )	
			TEL	( )	
7. 海運貨物取扱業者(いわゆる乙仲)名					

5. 輸入した冷凍まぐろ類の魚種別情報 ※ 漁船ごとに記載すること。					
魚 種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
キハダ	GG	125kg	2016/9-2016/10	PCW	Suva, Fiji
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>検量後の重量(※)を記載</b> </div>					

※梱包を除いた正味重量を記載してください。

GLAZE LESS後の重量がある場合には、その重量を記載してください。

加工品の場合も、事務連絡3ページの6に従い、漁船別の重量が把握できる添付書類の提出をお願いします。